投資信託説明書
(交付目論見書)
使用開始日 2026.11.10



インド債券オープン
(毎月決算型)
(年1回決算型)

追加型投信／海外／債券

「インド債券オープン(年1回決算型)」は、NISAの成長投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(毎月決算型)	追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券 一般))	年12回(毎月)	アジア	ファミリーファンド	なし
(年1回決算型)					年1回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(https://www.imaj.or.jp/)でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
○ファンドの約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「インド債券オープン(毎月決算型)」および「インド債券オープン(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月8日に関東財務局長に提出しており、2026年5月9日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:69兆2,019億円
(2026年8月31日現在)
ホームページアドレス
https://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034(受付時間:営業日の9:00～17:00)

受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MKM-148084-00SA-20261110◇

今こそ、インド

長い歴史のあるインド。インドと聞いてどんなイメージを持たれるでしょうか。カレーや、象、タージマハル、民族衣装のサリー等が思い浮かんでくるのではないでしょうか。

インドは13億人の人口を抱え、その大半を若い人々が占めています。それが豊富な労働力となり、巨大な消費市場となることで、世界有数の経済大国へと発展を続けています。

今回私たちがご用意したファンドは、インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行うファンドです。当ファンドは毎月決算型と年1回決算型の2つのコースをご用意いたしましたので、お客様のニーズに合わせて選択いただける商品となっています。

先進国では低金利環境が続いている今、新興国の中でも、相対的に利回りが高いだけでなく、経済環境も良好であるインド債券を皆様の投資の選択肢のひとつとしてお考えいただければ幸いです。

2017年7月

三菱UFJアセットマネジメント

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とします。

■ 当ファンドの主要投資対象

	インドの公社債	国際機関債
概要	国債、政府機関債、社債等をいいます。 ※社債については、インドの企業が発行する社債のほか、次のものを含みます。 ・インドの企業が原則として100%出資する企業（以下「子会社」といいます。）が発行する社債 ・子会社が原則として100%出資する企業（当該企業も子会社とみなします。）が発行する社債	国の枠組みに関わらず設立された国際機関が発行する債券をいいます。
発行体の所在地	インド ※子会社については、インドに限りません。	世界各国

◆債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

◆インド・ルピー建債券のほか、米ドル建債券にも投資します。

●米ドル建債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2 債券からの安定したインカムゲインの確保および信託財産の成長を目指します。

◆インドの公社債を中心に投資を行いますが、流動性・信用力等を考慮し、国際機関債にも投資を行います。

※外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建の公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、その他の規制がかかる場合があります。また、インド・ルピー建の公社債への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。なお、投資規制ならびに税制は今後変更される場合があります。（2026年8月末現在）

投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

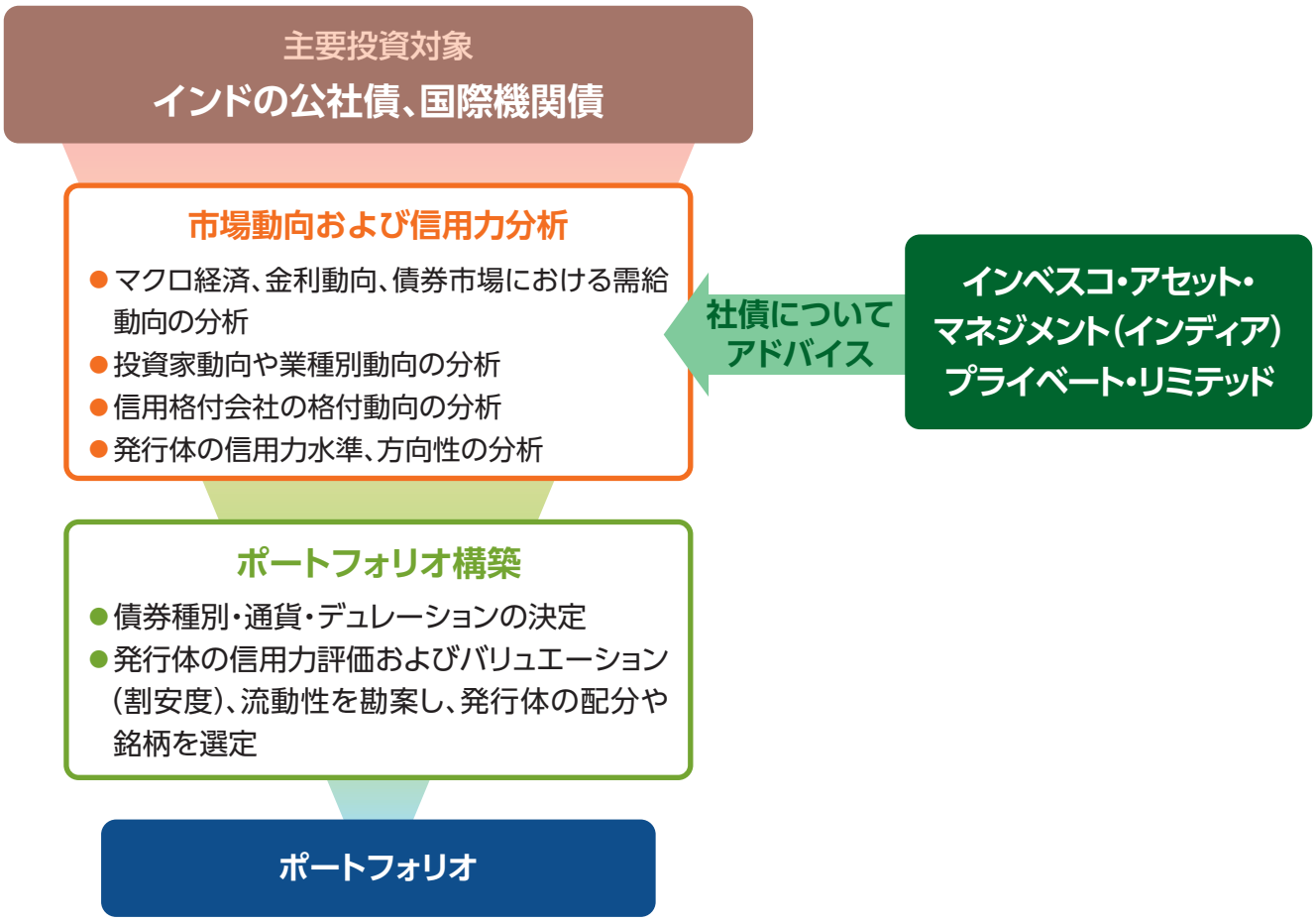
また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

◆原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

◆社債については、インベスコ・アセット・マネジメント（インディア）プライベート・リミテッドのアドバイスを受け、運用を行います。

インベスコ・アセット・マネジメント（インディア）プライベート・リミテッドは、インドに拠点を置く資産運用会社です。

■ 運用プロセスのイメージ



※上記は銘柄選定の視点／着眼点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。
※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色3

毎月決算型	毎月の決算時(10日(休業日の場合は翌営業日))に収益の分配を行います。
年1回決算型	年1回の決算時(2月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

<毎月決算型>

◆分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
◆原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。
◆分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<年1回決算型>

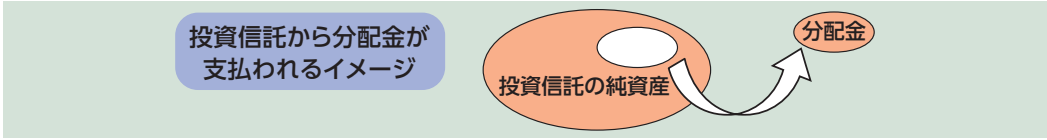
◆分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

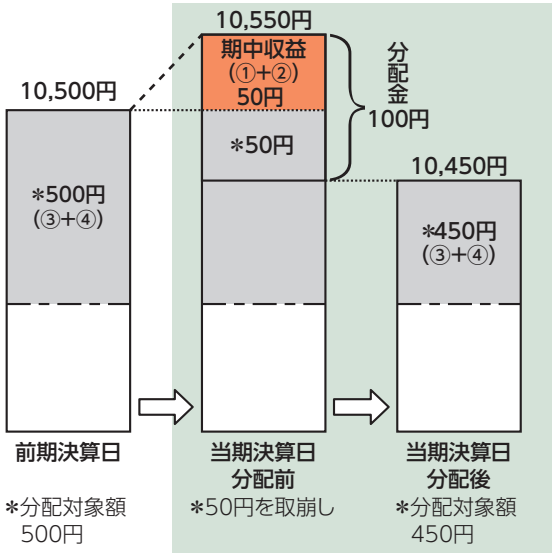


◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

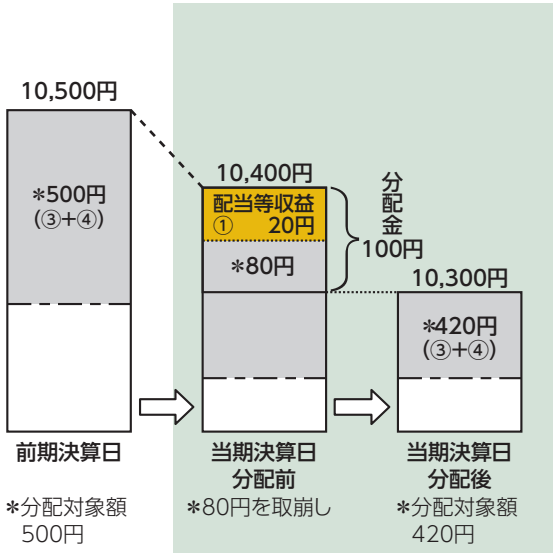
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



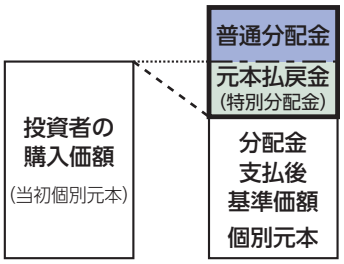
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

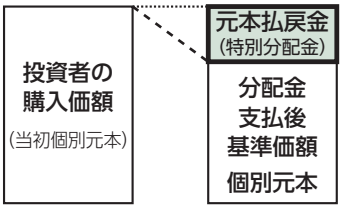
◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

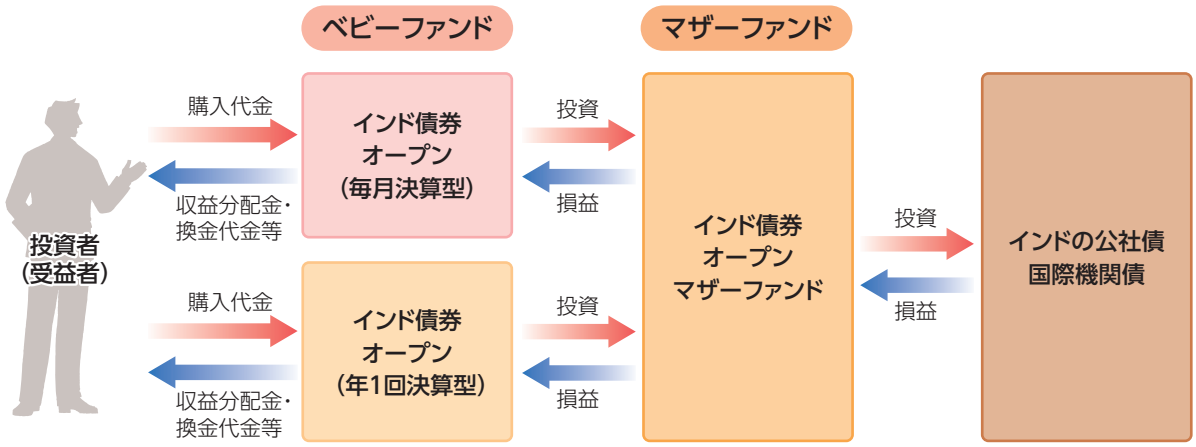


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ ファンドのしくみ

◆運用はインド債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてインドの公社債・国際機関債へ投資するファミリーファンド方式により運用を行います。



※各ファンド間でのスイッチングが可能です。
販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。
くわしくは販売会社にご確認ください。

■ 主な投資制限

<毎月決算型>

社債への投資	社債への実質投資割合は、取得時において、各ファンドの純資産総額の60%以下とします。
同一企業が発行する社債への投資	同一企業が発行する社債への実質投資割合は、各ファンドの純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

<年1回決算型>

社債への投資	社債への実質投資割合は、取得時において、各ファンドの純資産総額の60%以下とします。
同一企業が発行する社債への投資	同一企業が発行する社債への実質投資割合は、各ファンドの純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。
価格変動リスク	債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。
信用リスク	債券の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、債券の価格が下落（利回りは上昇）すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性リスク	債券を売買しようとする際に、その債券の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
カントリー・リスク	ファンドは、主に新興国の債券に投資を行います。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、為替変動・価格変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

投資リスク

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建の公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、その他の規制がかかる場合があります。また、インド・ルピー建の公社債への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。
 なお、投資規制ならびに税制は今後変更される場合があります。（2026年8月末現在）
 投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
 また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
- ファンドでは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

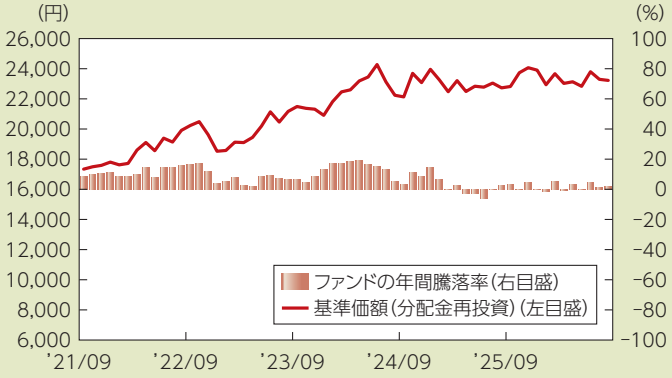
■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

<毎月決算型>

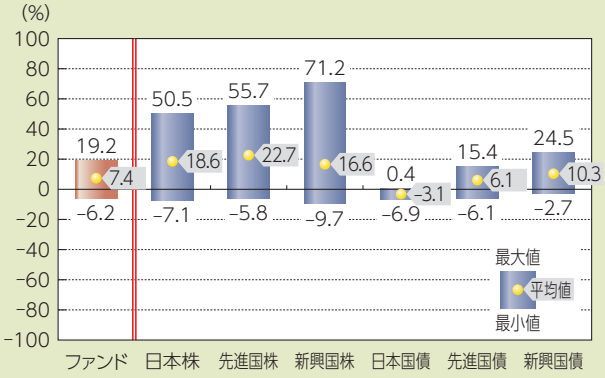
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2021年9月末～2026年8月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年9月末～2026年8月末)



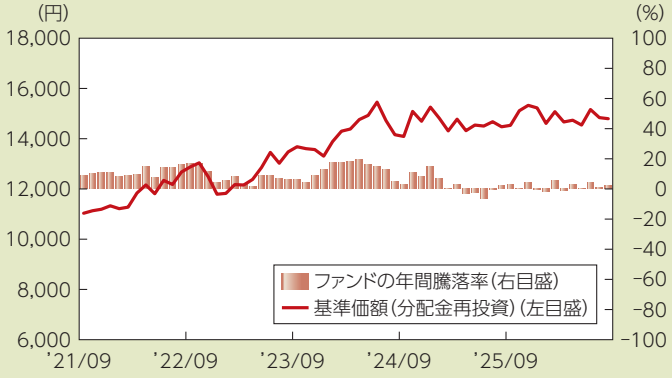
(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<年1回決算型>

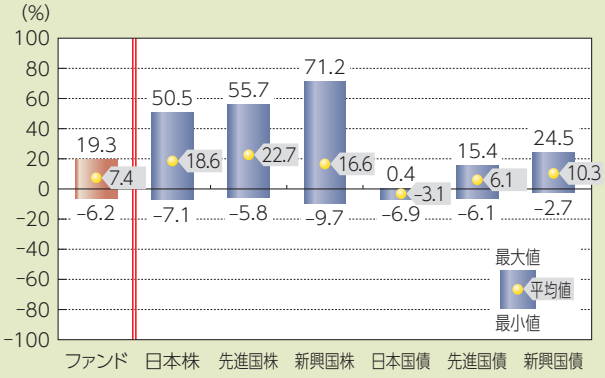
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2021年9月末～2026年8月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年9月末～2026年8月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

投資リスク

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA−BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

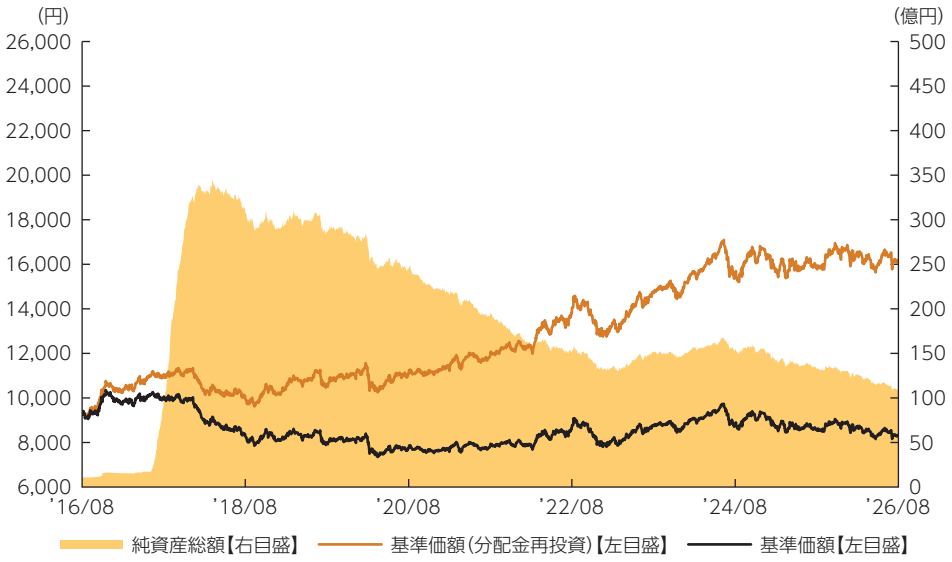
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

2026年8月31日現在

<毎月決算型>

■ 基準価額・純資産の推移 2016年8月31日～2026年8月31日



•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	8,348円
純資産総額	109.9億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2026年8月	35円
2026年7月	35円
2026年6月	35円
2026年5月	35円
2026年4月	35円
2026年3月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	9,395円

•分配金は1万口当たり、税引前

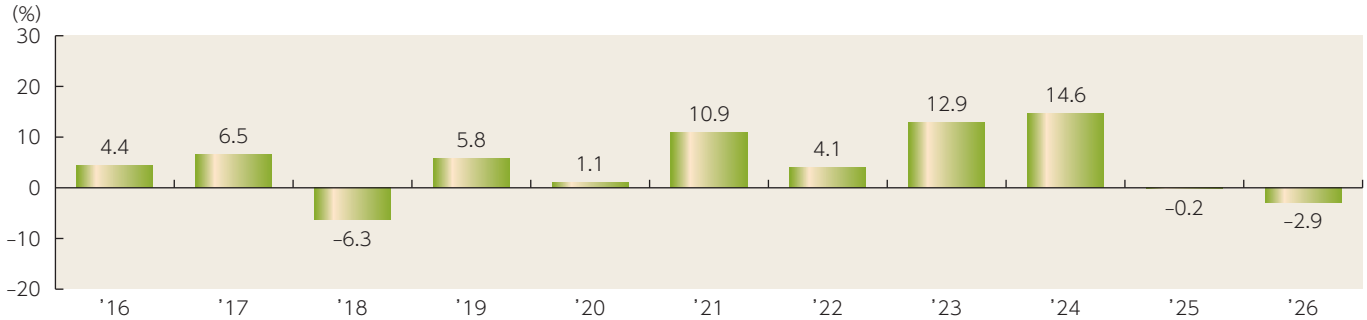
■ 主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	23.9%
特殊債	32.1%
社債	39.7%
コールローン他(負債控除後)	4.3%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	比率
1	9.23 INDIA GOVT 431223	国債	5.3%
2	3.35 POWER FIN 310516	社債	4.9%
3	8.17 INDIA GOVT 441201	国債	4.9%
4	3.25 BHARTI AIR 310603	社債	4.7%
5	5.5 EX-IM BK IND 350113	特殊債	4.2%
6	7.46 INDIA GOVT 731106	国債	4.0%
7	5.5 EX-IM BK IND 330118	特殊債	3.9%
8	7.24 INDIA GOVT 550818	国債	3.5%
9	7.3 INDIA GOVT 530619	国債	3.1%
10	7.35 IADB 301006	特殊債	2.8%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移



•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2026年は年初から8月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

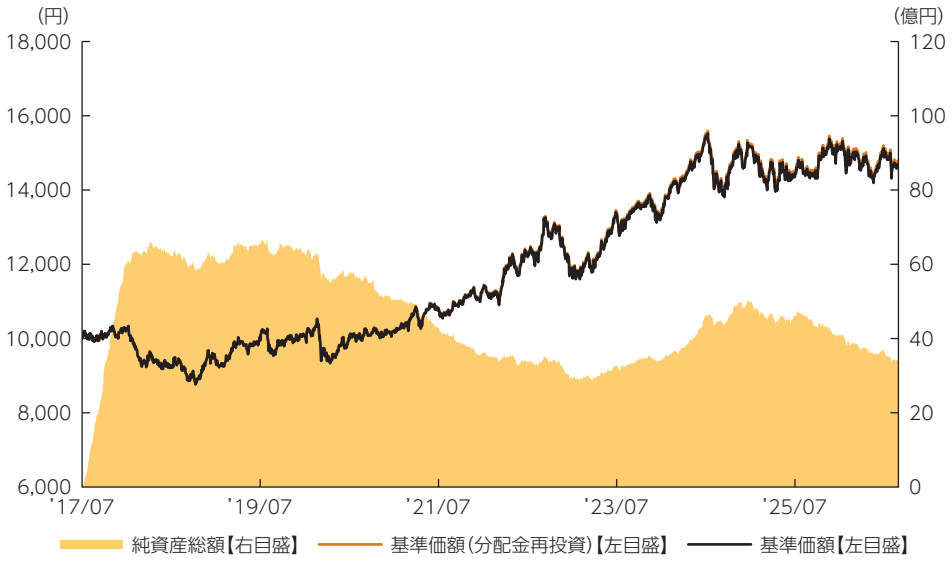
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

運用実績

2026年8月31日現在

<年1回決算型>

■ 基準価額・純資産の推移 2017年7月3日(設定日)～2026年8月31日



•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	14,711円
純資産総額	34.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2026年2月	10円
2025年2月	10円
2024年2月	10円
2023年2月	10円
2022年2月	10円
2021年2月	10円
設定来累計	70円

•分配金は1万口当たり、税引前

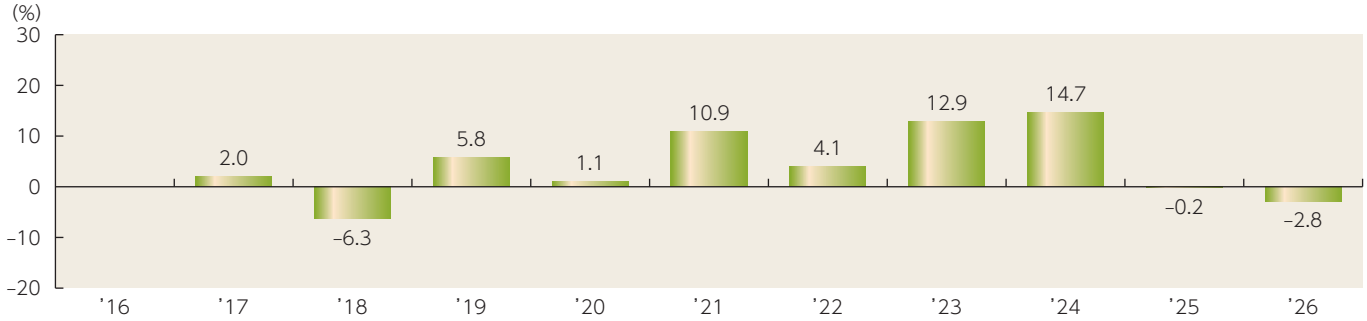
■ 主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	23.9%
特殊債	32.1%
社債	39.7%
コールローン他(負債控除後)	4.3%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	比率
1	9.23 INDIA GOVT 431223	国債	5.3%
2	3.35 POWER FIN 310516	社債	4.9%
3	8.17 INDIA GOVT 441201	国債	4.9%
4	3.25 BHARTI AIR 310603	社債	4.7%
5	5.5 EX-IM BK IND 350113	特殊債	4.2%
6	7.46 INDIA GOVT 731106	国債	4.0%
7	5.5 EX-IM BK IND 330118	特殊債	3.9%
8	7.24 INDIA GOVT 550818	国債	3.5%
9	7.3 INDIA GOVT 530619	国債	3.1%
10	7.35 IADB 301006	特殊債	2.8%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移



•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2017年は7月3日(設定日)から年末までの、2026年は年初から8月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	インドの銀行、インドの金融商品取引所、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2026年5月9日から2027年5月7日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、各ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。

手続・手数料等

その他	スイッチング	各ファンド間でのスイッチングが可能です。 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。 くわしくは販売会社にご確認ください。
	信託期間	■毎月決算型 2032年2月10日まで(2011年8月19日設定) ■年1回決算型 無期限(2017年7月3日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ■毎月決算型 ・ファンドの受益権の口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合 ■年1回決算型 ・ファンドの受益権の口数が、10億口を下回ることとなった場合 ■毎月決算型　■年1回決算型 ・各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	■毎月決算型 毎月10日(休業日の場合は翌営業日) ■年1回決算型 毎年2月10日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	■毎月決算型 毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 ■年1回決算型 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンド2,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	■毎月決算型 6ヵ月毎(2・8月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 ■年1回決算型 毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 「毎月決算型」は、NISAの対象ではありません。 「年1回決算型」は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	購入価額に対して、**上限3.30%（税抜 3.00%）** （販売会社が定めます）	各ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等

（購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。）

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

日々の純資産総額に対して、**年率1.65%（税抜 年率1.50%）**をかけた額

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分（税抜）は、次の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.76%	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。
・監査法人に支払われる各ファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※毎月決算型:運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に毎月決算型から支払われます。
※年1回決算型:運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。第2計算期間以降の毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に年1回決算型から支払われます。
※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

手続・手数料等

税　金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税　普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税　換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年8月末現在のものです。
※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合
　NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。
※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は、上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

【毎月決算型】

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2026年2月11日～2026年8月10日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.75%	1.65%	0.10%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

【年1回決算型】

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年2月11日～2026年2月10日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.74%	1.65%	0.09%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

目論見書を読み解くガイド
https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html